

# 統合リスク資本の評価と使用上の留意点

神奈川大学経営学部

菅野 正泰\*

## 要旨

各種のリスク合算モデルの数理的特徴を整理の上、幾つかの分析例で統合リスク資本を評価する。周辺分布が全て単峰形の典型的な例では、 $t_5$ -コピュラモデルで計算されるリスク資本が保守的で、最も総和法の計算値に近くなるという結果を得る。また、信用損失分布が双峰形を示す場合に、統合リスク資本を計算する際の留意点を示す。

キーワード：統合リスク資本，リスク合算，コピュラ関数，双峰分布

## 1 はじめに

金融機関は、信用リスク，市場リスク，オペレーショナル・リスク，流動性リスク，あるいは保険引受リスクなど様々な金融リスクを抱えている。金融機関の内部リスク管理上は、一般的には、リスク分布を損失分布あるいはリターン分布として、当該分布における最大損失を VaR と定義する。また、信用リスクなどリスク分布の平均が有意にゼロではないリスクの場合、分布の平均を予想損失 (EL) として、VaR から EL を控除した非予想損失 (UL) に対して、バッファーとして自己資本を積む方法がとられる (図 1 参照)。金融機関も企業である以上、コーポレート・ファイナンスの観点からすると、借入による投資もあるが、自己資本による投資活動は、たとえ投資の失敗により、リスクが顕現化するような事態に陥っても、リスクの評価が妥当であれば、自己資本の毀損に留まる。ここで、自己資本には、幾つかの種類がある。まず、一般的によく知られている自己資本は会計上の自己資本であり、どの勘定科目を考慮するかによっても定義が複数存在するが、バランスシート上の「株主資本の部」あるいは「純資産の部」の計数が該当する。

これに対して、健全性規制上の自己資本を「規制資本」と呼ぶ。今次金融危機を契機として資本の質が問われており、銀行の規制上は資本項目の見直し作業が開始された。また、保険会社の規制上でも、保険監督者国際機構 (IAIS) において、国際業務を展開する保険会社について、資本規制を強化する国際ルールを 2013 年までに策定することが決まっている。

---

\* 本稿は、財団法人ゆうちょ財団より研究助成 (2009 年度) を受けて実施した研究報告の一部を JARIP 大会向けに改編したものです。ここに、記して心より御礼申し上げます。